

## 新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（44 例目）最終報

4月30日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（44 例目）について、症状が改善し、退院基準\*を満たしたことから、5月29日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 44	1 年代	30 歳代	
	2 性別	男性	
	3 職業	会社員	
	4 居住地	尼崎市	
	5 症状、経過	4月27日	発熱あり
		4月30日	発熱、咳、味覚障害、倦怠感、下痢あり。 市内A医療機関を受診し、検体を採取。肺炎像あり。 PCR検査陽性確定。容体は安定
		<u>5月 1日</u>	<u>尼崎市内感染症指定医療機関に入院</u>
		<u>5月13日</u>	<u>尼崎市内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所</u>
	<u>5月29日</u>	<u>県内宿泊療養施設を退所</u>	
6 行動歴	<u>4月27日 勤務（25・26日は勤務なし）</u> <u>4月28日以降は自宅で過ごす</u>		
7 濃厚接触者	同居人1人。 <u>健康観察を終了。</u> <u>その他の濃厚接触者は管轄保健所において対応終了</u>		
8 その他	—		

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知  
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上